

平野裕之  
『債権総論』  
第1刷 訂正表

※ 以下の訂正がございます。お詫びして訂正いたします。

※ 第1刷・第2刷訂正表が、後ろに続いておりますので、あわせご確認ください。

30頁 2-31「1 利息債権の意義」の項、上から13行目

【誤】

……遅延利息（☞3-222）も利

【正】

……遅延利息（☞4-27）も利

123頁 4-78「◆完全賠償主義・制限賠償主義」の項、上から1行目

【誤】

……損害賠償を見可能な損害へと……

【正】

……損害賠償を予見可能な損害へと……

124頁 上から5行目

【誤】

……相当「因果関係」いとう概念が導入されるが……

【正】

……相当「因果関係」という概念が導入されるが……

156頁 注64 上から2～3行目

【誤】

……代位行使を認めている（最判平3・3・22民集45巻3号268頁……

【正】

……代位行使を認めている（最大判平11・11・24民集53巻8号1899頁……

【誤】

(☞3-89 以下)、さらに、……

【正】

(☞3-37 以下)、さらに、……

【誤】

1 詐害行為取消権の成立要件

① 詐害行為の存在 (債務者側の要件)

④ 債務者が「債権者を害する……行為」をしたこと  
(詐害行為の客観的要件)

⑤ 財産権を目的としない行為ではないこと (権利障害事実)

② 債務者が債権者を害することを「知って」いたこと  
(詐害行為の主観的要件)

③ 債権者が債権を害されたこと (債権者側の要件)  
\* 弁済期の到来は不要

2 詐害行為取消権の第三者への対抗要件 (受益者・転得者側の要件)  
詐害行為の認識 (= 悪意)

【正】

1 詐害行為取消権の成立要件

① 詐害行為の存在 (債務者側の要件)

④ 債務者が「債権者を害する……行為」をしたこと  
(詐害行為の客観的要件)

⑤ 財産権を目的としない行為ではないこと (権利障害事実)

② 債務者が債権者を害することを「知って」いたこと  
(詐害行為の主観的要件)

③ 債権者が債権を害されたこと (債権者側の要件)  
\* 弁済期の到来は不要

2 詐害行為取消権の第三者への対抗要件 (受益者・転得者側の要件)  
詐害行為の認識 (= 悪意)

【誤】

……一種とすることができる (☞5-84)。

【正】

……一種とすることができる (☞7-17)。

【誤】

……である。これを 2-57 の判決は……

【正】

……である。これを 10-59 の判決は……

【誤】

最判平 3・3・22 民集 45 卷 3 号 268 頁  
……………注 64  
最判平 3・4・11 判時 1391 号 3 頁……4-55

【正】

※1~2 行目トル※  
最判平 3・4・11 判時 1391 号 3 頁……4-55

【誤】

最大判平 11・11・24 民集 53 卷 8 号 1899 頁  
……………5-27

【正】

最大判平 11・11・24 民集 53 卷 8 号 1899 頁  
……………5-27, 注 64

## 第1刷・第2刷 訂正表

※ 以下の訂正がございます。お詫びして訂正いたします。

136頁 4-94 「(b) 過失相殺」の項、上から6行目

【誤】

考慮される債務者の過失は、……

【正】

考慮される債権者の過失は、……

357頁

10-13 「(b) 債務者が受領権を制限される場合と第三債務者の保護」の項、上から8～9行目

【誤】

……必要があり、破産宣告を知らずに債務者が……

【正】

……必要があり、破産**手続の開始**を知らずに債務者が……